

社保審—医療保険部会

第15回 (H17.5.25)

資料5

共済組合について

基本方針(※)において示されている改革の方向

※健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

2 保険者の再編・統合

(1) 基本的な方向

被用者保険、国保それぞれについて、各保険者の歴史的経緯や実績を十分尊重しながら、保険者の財政基盤の安定を図るとともに、保険者としての機能を発揮しやすくするため、再編・統合を推進する。

(2) 具体的な方向

① 保険者ごとの再編・統合の方向

ウ 健保組合等

- 健保組合については、小規模・財政窮迫組合の再編・統合に資するよう規制緩和等を進めるとともに、再編・統合の新たな受け皿としての都道府県単位の地域型健保組合の設立を認める。
- 全国展開の健保組合や都道府県単位の健保組合で、健全かつ安定的な運営が確保されているものについては、引き続き、自主性・自律性のある保険運営を行うものとする。
- 共済組合については、その自立性を尊重しつつ、保険者としての運営の在り方を検討する。

被用者保険各制度の比較

(数字は平成14年度)

	政府管掌健康保険	組合健康保険	共済組合			(参考)市町村国保
			国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	
保険者数	1保険者	1674保険者	23共済組合	54共済組合	1事業団	3,224保険者
被保険者数	18,812千人	14,791千人	1,127千人	2,853千人	455千人	46,191千人
加入者数	35,851千人	30,569千人	2,596千人	6,367千人	828千人	
加入者平均年齢	37.1歳	34.0歳	39.7歳	42.9歳	40.8歳	52.8歳
平均標準報酬月額	28.7万円	37.0万円	41.2万円	45.3万円	37.9万円	—————
国庫負担	給付費の13.0% (老健拠出金・介護納付金は16.4%)	基本的になし	なし	なし	なし	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2等

※各共済の加入者平均年齢は長期給付に係る数字
 ※国庫負担には使用者としての国の負担は含まない

各共済の財政状況(短期経理) (平成14年度)

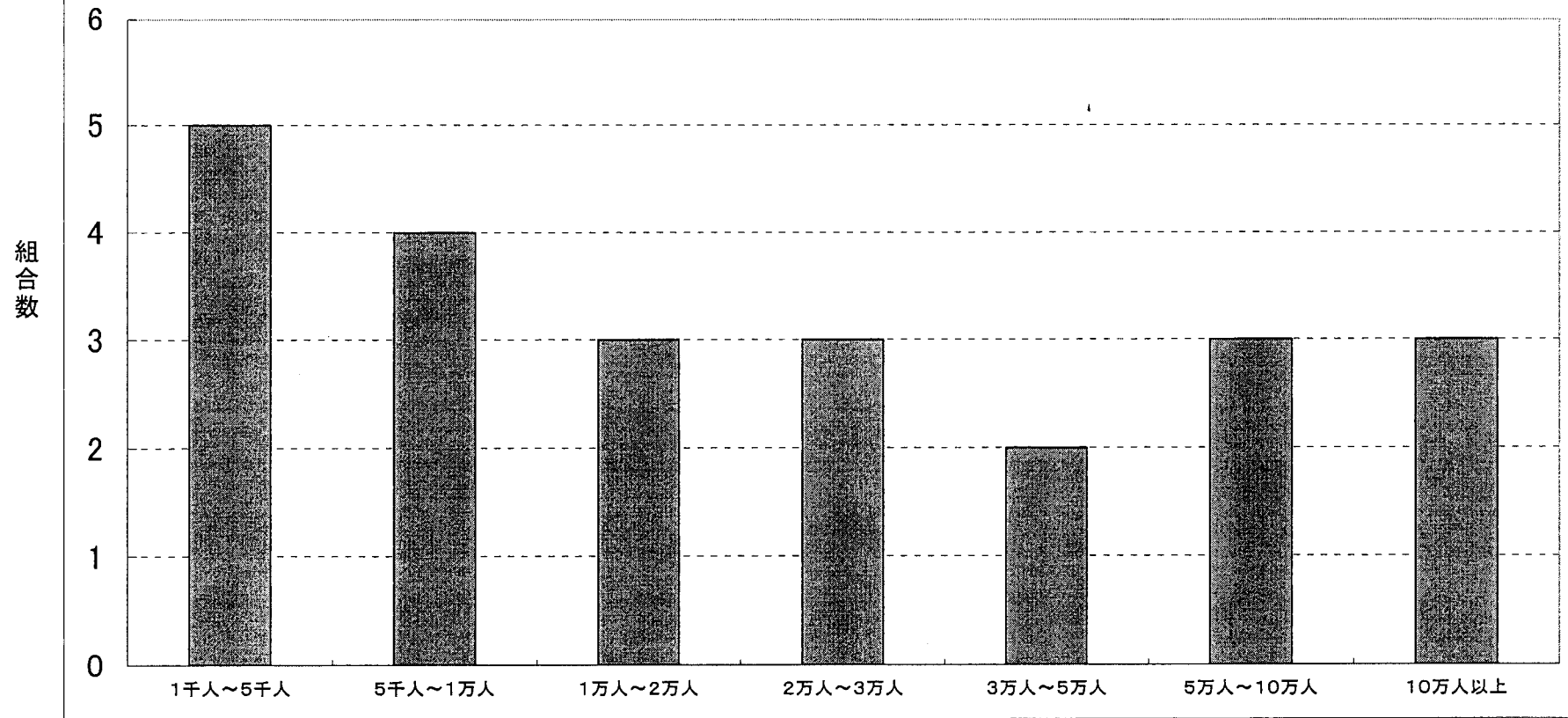
(単位:億円)

	国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	(参考)健康保険	
				健保組合	政府管掌
収入合計	4,361	13,056	1,618	56,814	65,909
保険料	4,336	12,357	1,615	55,343	56,636
国庫負担	—	—	—	48	9,091
その他	25	698	3	1,422	181
支出合計	4,465	13,494	1,718	60,813	72,077
法定給付費	2,408	7,115	946	30,539	41,008
附加給付費	63	175	75	739	—
老人保健拠出金	1,412	3,929	495	18,379	23,288
退職者給付拠出金	559	1,516	201	5,887	6,539
その他の支出	24	759	2	5,269	1,242
収支差引残	-104	-438	-100	-3,999	-6,169
財源率(※)(%)	78.13	79.98	79.56	82.75	93.86
小規模(700人以下)	0	1	0	127(16.4現在)	—

※財源率…法定の給付費・拠出金を賄うために必要な保険料率

出典：医療経済実態調査、国家公務員共済組合事業統計年報、地方公務員共済組合等事業年報、私学共済制度事業統計等

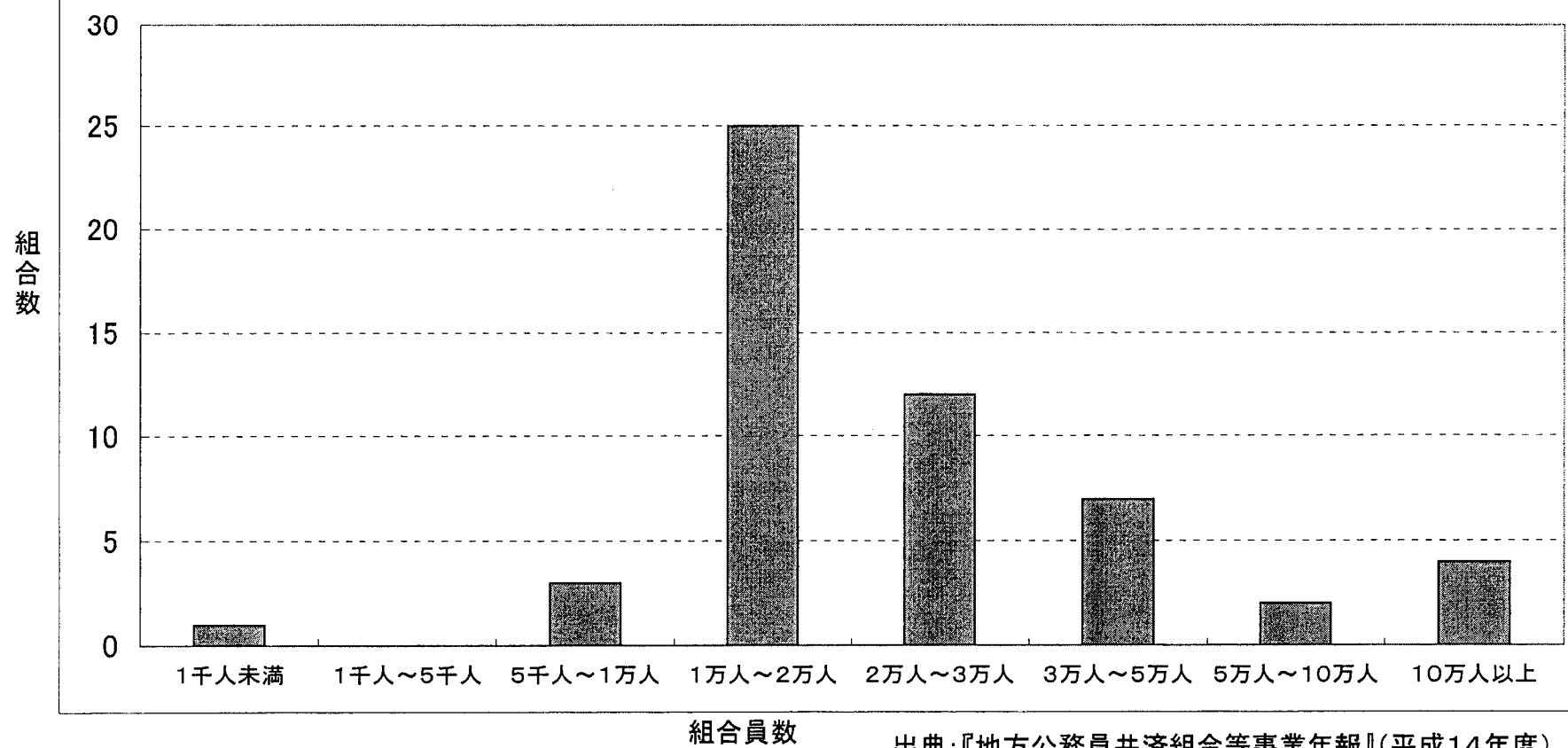
国家公務員共済組合の現状(規模別)



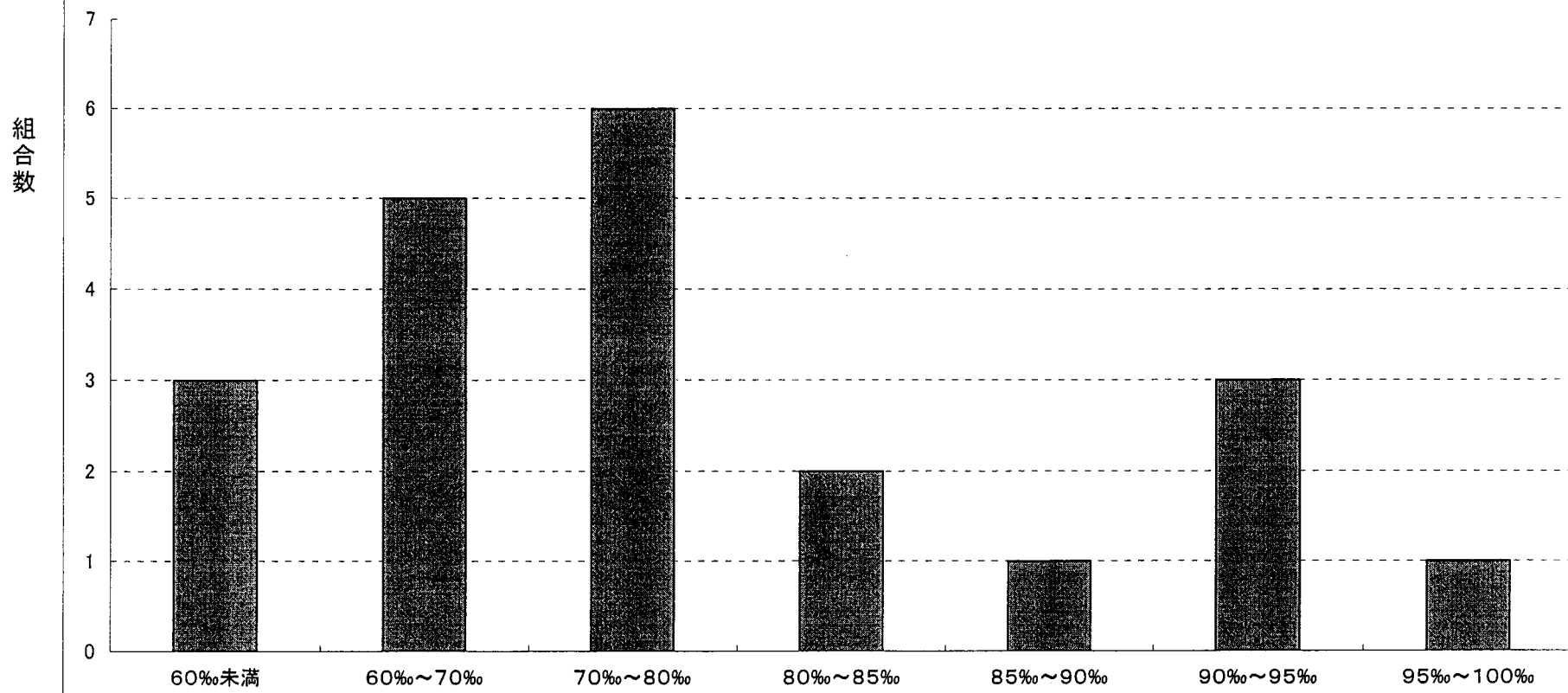
組合員数

出典:『国家公務員共済組合事業統計年報』(平成14年度)

地方公務員共済組合の現状(規模別)

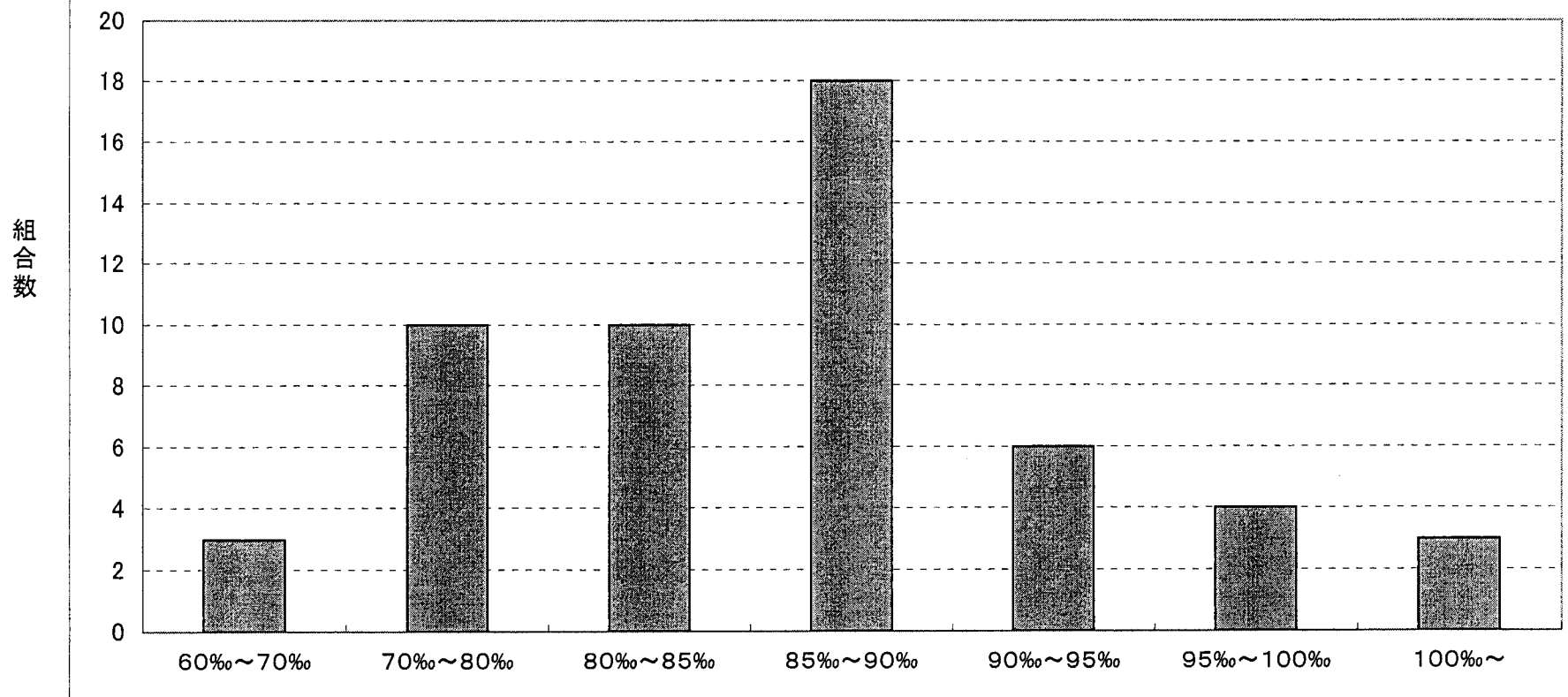


国家公務員共済組合の現状(財源率別)



※財源率とは法定給付費及び拠出金に要する保険料率である。
出典:『国家公務員共済組合事業統計年報』(平成14年度版)より保険局保険課調べ

地方公務員共済組合の現状(財源率別)



※財源率とは法定給付費及び拠出金に要する保険料率である。
出典:『地方公務員共済組合等事業年報』(平成14年度)より保険局保険課調べ

【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める

- ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
- ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
- ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

【現在の状況】

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年度に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。

保険医療機関の指定等の行政事務について

社保審—医療保険部会

第15回（H17.5.25）

資料 6

（現行制度）

厚生労働大臣の権限を地方社会保険事務局長に委任して実施

- ・ 公権力の行使を伴う事務：保険医療機関の指定、保険医の登録、指導・監査等
- ・ その他の事務：施設基準の届出の受理、地方社会保険医療協議会の運営等

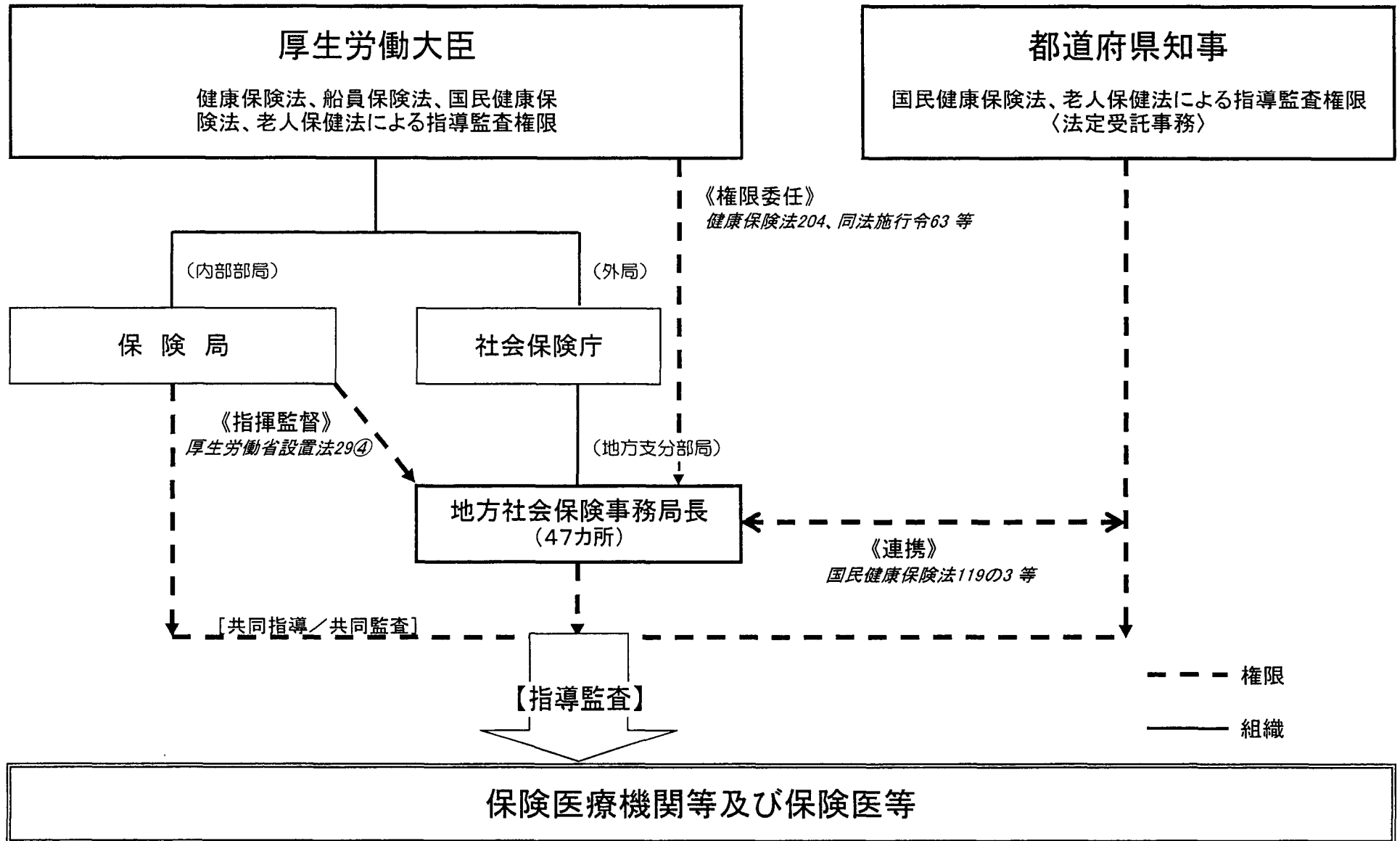
（見直しの基本的考え方）

- 事務の性質を踏まえれば、引き続き国の責任において実施することが必要
 - ・ 医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営を確保するために必要な事務であること
 - ・ 保険医療機関の指定等は、全国を通じて、公的医療保険による診療を任せることが適切な医療機関を指定する行政事務であること
- 医療機関の負担軽減や行政の事務の効率性、地域医療との連携等を考慮すれば、都道府県の区域を単位とする組織で対応することが必要

（検討の方向性）

行政事務の性質を踏まえつつ、円滑かつ効率的に事務を実施できるかという観点から、その実施体制を検討

保険医療関係事務の流れ(現行)



○ 指導とは

保険医等に、適正に療養の給付を実施させるため、療養担当規則に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として実施。指導後、必要に応じ、再指導又は監査へ移行するとともに、不当請求金額の返還措置

（個別指導）

診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があった保険医療機関等や集団的個別指導を受けてもなお高点数の保険医療機関等を対象に実施

（新規個別指導）

新規に指定された保険医療機関等を対象に実施

（集団的個別指導）

高点数である保険医療機関等を対象に一定の場所に集めて実施
集団部分＝講習方式、個別部分＝簡便な面接懇談方式

○ 監査とは

保険医等の行う療養の給付が、療養担当規則に従って適正に実施されているか、出頭命令、立入検査等を通じて確認することを目的として実施。監査後、必要に応じ、不正請求金額の返還措置及び保険医療機関の指定の取消等を実施

保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について (平成15年度)

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 180件	1, 047件	902件	3, 129件
保 険 医 等	5, 319人	1, 291人	1, 164人	7, 774人

(2) 新規指定個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 028件	1, 452件	1, 537件	5, 017件
保 険 医 等	2, 225人	1, 510人	2, 491人	6, 226人

(3) 集团的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
集团的個別指導	4, 321件	2, 910件	2, 360件	9, 591件

2. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	36件	24件	9件	69件
保 険 医 等	158人	24人	28人	210人

3. 保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等の取消	19件	13件	6件	38件
保険医等の取消	13人	14人	2人	29人

4. 返還金額の状況

- 返還金額は63億2,721万円であった。
- ・指導による返還分 40億5,726万円
 - ・監査による返還分 22億6,995万円

* 各都道府県事務局において、保険医療機関の指定等の事務に従事している職員は、正職員431名、非常勤職員88名となっている。